

岐阜県サテライトオフィス誘致推進補助金の募集【拠点整備事業】

岐阜県では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うテレワークの急速な普及により、今後は、人口が集中する都市部のオフィスから、感染リスクも低く居住環境も優れた地方のオフィスへと分散が進むことが期待されることから、県内におけるサテライトオフィスの整備に係る経費を支援します。

■募集期間 令和2年7月31日（金）～9月18日（金）【必着】

■補助対象者 法人（個人事業主を除く）、県内の市町村

■補助対象期間 令和2年4月1日（水）から 令和3年2月28日（日）まで
※上記期間内に契約の締結及び支払いが完了したものに限りです。

■補助対象経費 県外に本社がある法人（個人事業主を除く）向けの賃貸用サテライトオフィスの拠点を県内に整備する場合に要する以下の経費

- ・建物取得費（古民家や空き店舗等の購入 等）
- ・建物改修費（設計監理、内装工事、OAフロア化 等）
- ・設備導入費（通信回線設備、セキュリティ設備、トイレ等衛生設備 等）

[補助対象外経費] 土地購入費、事務什器購入費（リース含む）、消費税等の租税公課、外構工事費 等

■補助率 補助対象経費の3/4以内

■補助限度額 3千万円

■補助金を活用して整備した「サテライトオフィス」の入居者の制限

- ・県外に本社がある法人（個人事業主を除く）が、県内に開設する事務所に限ります。
- ・営業・物流を中心とした事務所並びに小売・飲食等接客サービス目的の店舗は入居できません。
- ・月単位での貸出しを原則とします。

※なお、上記に沿わない入居者がいる場合は、補助金の返還を請求することがあります。

■留意事項

- ・交付申請を希望する場合は、事前に企業誘致課にご相談ください。
- ・令和2年4月1日以後に発注（契約締結）した工事費等が補助対象となります。
- ・令和3年2月28日までに完成及び支払いが完了する事業に限ります。
- ・県外に本社がある法人（個人事業主を除く）が、自社で使用するサテライトオフィスを設置するために建物を購入する場合は、補助金の対象になります。
- ・既にサテライトオフィスとして運営している施設の維持修繕は補助対象外です。

- ・サテライトオフィスと同時にシェアオフィス等を整備する場合は、サテライトオフィス部分と同じ面積を上限として補助対象とします。なお、シェアオフィス等の利用については、サテライトオフィスの入居制限は適用しません。
- ・県の他の補助金との併用はできません。
- ・予算額を超える交付申請がある場合は、補助率を乗じた補助金額とならないことがあります。
- ・補助対象の建物や設備を、償却資産の耐用年数の期間内に財産処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は破棄すること）を行った場合は、補助金の返還が生じる場合があります。
- ・補助金交付後から2年間は、事業報告書の提出が必要となります。

■提出書類

- 岐阜県サテライトオフィス誘致推進補助金交付申請書（第1号様式）
- 経費所要額内訳書（別紙1）
- 事業計画書（別紙2）
- 添付書類
 - ・直近2年間の決算書の写し
 - ・定款
 - ・見積書の写し等（積算根拠を確認できるもの）
 - ・周辺の見取図、建物の配置図及び平面図
 - ・直近の県税（法人事業税・法人県民税）の納税証明書
 - ※建物改修の場合、施工前の写真
 - ※所有している建物を整備する場合は、建物の登記簿謄本の写し

■提出先及びお問合せ先

申請様式については県ホームページからダウンロードの上、申請書を作成いただき、必要書類を添付の上、以下まで郵送又は持参してください。

なお、郵送の場合は、配達記録が確認できる方法（例：簡易書留、特定記録等）にてお送りいただきますようお願いいたします。

http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shokogyo/kigyo-yuchi/11342/satellite_office.html

岐阜県 商工労働部 企業誘致課 立地支援係
〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1-1 10階
電話：058-272-8370 FAX：058-278-2659